

〈月1回〉

〈月1回〉

国際女性農業従事者年

農に生きる

高橋マス子（神奈川・大和支部みつばち班、農民運動全国連合会元女性部長）

食料自給率3%の神奈川県下でも、川沿いの田んぼは、青々と稲が育ち、気持ちの良い風景です。

前回、農業は面白い、と記しました。しかし、日本の農地と農業人口の状況は危機的です。その原因は、「生産を続けることができない」からです。再生産可能な補償はなく、低価格、不安定な農産物価格では暮らしも成り立ちません。

農業と工業は全く別物です。規模拡大、効率化を単純にすすめてもうまくいきません。まして、この2～3年の高温障害、台風や季節外れの寒波、病害虫の大量発生等、自然相手の農業は毎年同じように収穫できるとは限りません。

実は、明治時代に開墾に入ったわが家には、田んぼがありません。借地で田んぼをと思いますが、野菜作りと競合するので手を出せないでいます。昔話ですが、韓国米輸入反対の海上デモをたたかった1984年、私は

陸稲を撒いてみました。結果は散々。雑草たちに追いつかれ、収穫、製品までできたのはごくわずかな量でした。のちに農民連代表となった小林節夫さん（故人）には、大笑いされました。

陸稲は、生産量があまりに少なく、今では農林統計にも載っていません。やはり水を張った田んぼは不思議で、偉大です。国土の保全、小動物の生息地はもちろんのこと、畑のような連作障害がおきません。田畑輪換すれば、大豆や麦がよく育ちます。

欧米諸国では、農業への直接所得補償等、援助がありますが、日本ではわずかな水田政策であった食糧法を先日、改悪してしまいました。米の生産調整から手を引き、大豆や麦、飼料米等の「水田活用交付金」も縮小です。もし豊作で米価が下落すれば農民の責任とされ、不作であれば消費者が困ります。

自給率向上を投げ捨てた農政でいいのでしょうか？

④ 散々な陸稲の経験、水を張った田んぼは偉大



青々と稲が育つ川沿いの田んぼ

徳島の港を戦争に使わせないで

徳島小松島港は徳島市と小松島にまたがる、本州と四国を結ぶ重要港湾で、漁業や観光、物流の拠点としてにぎわう平和なふるさとの港です。港には海上自衛隊小松島航空基地とともに、複数の民間港湾施設が並びま

す。自衛隊は民間施設を利用し、今年だけでも潜水艦などの一般公開を3回実施しました。実施場所の一つの赤石地区は、水深10メートルの岸壁が整備された大型ふ頭です。

この港を軍事利用や、有事の際に自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できる「特定利用港湾」に指定することへ、県が同意する意向であるとして1月の県議会

で明らかに。私たちは承知していない、と同意撤回を求める署名活動を開始しました。

さらに「小松島署名推進の会」を結成し、現地見学会を開催したほか、国土交通省の労働組合など諸団体を訪ね協力を広げました。港に面した4地域の住宅へ6回にわたって訪問すると、多くの住民が「利用港湾指定」のことを知りませんでした。「戦争につながることに反対」「高市さんの動きはおかしい」と思っていた、また釣り人は

だと語り、先の大戦時にもこのように進んだのではないかと危機感を抱きます。

4月に県は同意し、私たちは6月、同意の撤回を求める署名2748人分を後藤田正純県知事に提出しました。また県議会へ請願書を提出し、全会派を回りましたが、「すでに指定が完了しているのだから仕方ない」などの理由で、反対多数で否決されました。今後とも徳島小松島港が戦争につながる動きや利用を監視し、機敏に対処していきます。

私のまちですすむ

大軍拡

徳島

特定利用港湾に指定された徳島小松島港を視察

特定利用港湾に指定された徳島小松島港を視察

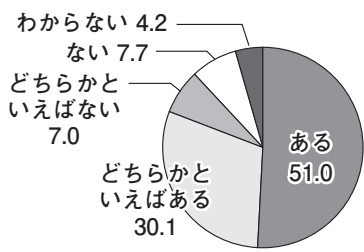


特定利用港湾に指定された徳島小松島港を視察

特定利用港湾に指定された徳島小松島港を視察

時事・クローズアップ

はじめて規定やその解釈により「性交・妊娠・避妊などが扱いにくい」8割



(%)

(n=143 単一回答)

NPO法人ピルコン「はじめて規定の運用課題に関するアンケート調査」より
※インターネットで呼びかけ、結果に偏りがある可能性

「はじめて規定」とは2008年の学習指導要領改訂時に撤廃されず、残り続けている性教育に関する以下の記述のことです。（文科省は性教育とは言わず、「性に関する指導」と言い続けています）

★【小学5年生理科】

「人の受精にいたる過程は取り扱わないものとする」

★【保健体育中学校1年】

「…妊娠の経過は取り扱わないものとする」

この2つが残り続けることで、現場でどんなことが起きているのでしょうか。

まず、「自分はどのようにして生まれてきたんだろう」「お母さんから生まれてきたのに、お父さんに似ているのはなぜ」「精子と卵子はどうやってあうの？」等々、子どもたちは素朴な疑問の答えを得られないまま放置されてしまうのです。また「性感症を防ぐためにコンドームを使用しよう」と中

学びを阻害する 学習指導要領の「はじめて規定」

“人間と性”教育研究協議会 代表幹事 星野 恵

でも、妊娠の経過を取り扱わないままでは何が伝えられるのかというところも起きています。文科省は、集団指導のあとに個別指導で対応すべきと言い続けていますが、授業で一緒に学び、意見の違いを知り、「そうかそういう考え方も大切だ」と気づくこともできるのです。今はスマホを通して、さまざまな情報にであうことができます。でも性に関する正しい知識がない

で学ぶ内容に制限を加える「はじめて規定」があることで、積極的に性教育をやるうとする人たちにブレーキをかけ、学校現場を萎縮させている現状は一刻も早くなくすべきです。昨年9月から今回の改定で撤廃するよう、署名活動・院内集会・文科省交渉などにたくさん参加しました。しかし学習指導要領を検討するワーキンググループの議事録を見ても「はじめて規定」について討議されないまま、先日の報道では、また残る？となっていました。

発達段階に応じた 包括的性教育を

また「はじめて規定」があるから、学習指導要領通りにやらずに踏み込んだ性教育をやると、攻撃を受けるという誤った認識を持っている管理職などもあります。外部講師に年に、1、2回性教育を任せる学校もありますが、外部講師の指導内容にも「学習指導要領の範囲内」と注文をつけることもあります。これほどま